

特別集中労働相談会 & セミナー

2月6日(木)~
2月9日(日)

解雇・雇止め!賃金未払!パワハラ!
お悩みがあればご相談ください!!



お気軽にお電話ください!
大阪府総合労働事務所
【天満橋】TEL 06-6946-2600
同 南大阪センター
【鳳】TEL 072-273-6100
場所の詳細は裏面を!

大阪府総合労働事務所では、
年間1万件以上の労働相談を
受けています!
その豊富な経験を活かし、
お悩みにアドバイスいたします!

職員による相談は予約不要!
面談相談又は電話相談を実施!
※出張労働相談(池田)は面談相談のみ

弁護士相談もあり!
社会保険労務士相談、メンタルヘルス専門相談も!
※すべて要予約、面談相談のみ



【相談会】 2/6(木)7(金)は夜8時まで!8(土)9(日)は午後1時~午後5時!

【労働法関係セミナー 2/6 実施】 中小企業労働環境向上講座

- ①労働基準法の基礎知識 講師:大阪労働局職員
- ②労働関係法(労働契約法・労働者派遣法・高齢者雇用安定法)の改正から1年が経過して 講師:弁護士
- ③解雇・雇止めのトラブル防止について 講師:大阪府総合労働事務所職員

詳細、お問合せ、お申込については裏面を!

★ホームページもご覧ください!(インターネット申込も可能) <http://www.pref.osaka.jp/sogorodo/shokai.html>

●主催:大阪府総合労働事務所 ●共催:大阪労働局 ●協力:大阪市域労働ネットワーク

★労働相談会

○相談担当職員による相談

【天満橋】 2月6日(木)・7日(金)は午前9時～午後8時、8日(土)・9日(日)は午後1時～午後5時 面談・電話とも予約不要

【鳳】 2月6日(木)・7日(金) 午前9時～午後8時 面談・電話とも予約不要

【出張相談】 2月6日(木) 午前10時～午後1時のみ実施 面談のみで要予約 場所：豊能府民センタービル1階(池田市城南1-1-1)

○弁護士相談/社会保険労務士相談(雇用・労災保険、就業規則等について)/メンタルヘルス相談(労働者や人事労務担当者等から) 面談のみで要予約。相談日、時間等詳細はお問合せを。※弁護士相談については職員による事前の問題点整理をお勧めしています。

★労働法関係セミナー(中小企業労働環境向上講座)

○各セミナー共通事項

対象：府内中小企業を中心とする労働者、使用者、府民の方など

場所：【天満橋】大阪府総合労働事務所12階会議室 [大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館]

参加方法：要事前申込み(電話・FAX・インターネット等。下記参照。) 定員：各40名程度(先着順)

1. 労働基準法の基礎知識 ～賃金・労働時間・休憩・ 休日・有給休暇など～

講師：大阪労働局職員

日時：2月6日(木曜日)

午後3時から午後4時30分

労働基準法に定められている労働に関する基礎知識についての解説

2. 労働契約法・労働者派遣 法・高年齢者雇用安定法の 改正から1年が経過して

講師：弁護士

日時：2月6日(木曜日)

午後4時40分から午後6時10分

改正から約1年が経過する労働関係法に関する現状や留意点などについての講演

3. 解雇・雇止めの トラブル防止について

講師：大阪府総合労働事務所職員

日時：2月6日(木曜日)

午後6時30分から午後7時30分

労使間でトラブルが生じやすい解雇・雇止めについての法的な説明

★会場案内(地図・問合せ及び連絡先) & 相談電話番号

天満橋



(注)
FAX・メールについては、セミナー申込みのためにのみご利用ください(その際、連絡用にお電話番号も必ずお知らせください)。お問合せ、労働相談については、記載している電話番号をご利用ください。

鳳



○大阪府総合労働事務所
大阪市中央区石町2-5-3
大阪府立労働センター(エル・おおさか)南館3階

TEL: 06-6946-2600

FAX: 06-6946-2635

E-mail: sogorodo-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

○大阪府総合労働事務所 南大阪センター
堺市西区鳳東町4-390-1
大阪府泉北府民センタービル2階

TEL: 072-273-6100

FAX: 072-273-6300

セミナー参加申込書 (郵送・FAX・持参用)

★用紙がなくても、必要事項を伝達頂ければ受け付けます。お気軽に!

お申込は、必要事項を記入して上記のいずれかへ!メール・電話・FAX・郵送・持参、どの方法でもOK!

※定員超過の場合や予定変更の場合、ご連絡を差し上げます。必ず電話番号をご記入ください。

氏名(ふりがな)			
会社名・団体名			
希望コース (ご希望のものすべてに○をつけてください)	1. 労働基準法の基礎知識 午後3時～午後4時30分	2. 労働関係法(労働契約法・労働者派遣法・高年齢者雇用安定法)の改正から1年が経過して 午後4時40分～午後6時10分	3. 解雇・雇止めのトラブル防止について 午後6時30分～午後7時30分
連絡先電話番号			

※この申込書に記入いただいた個人情報については、セミナーに関する連絡のみに使用するものです。

※個人の場合、仮名でも可能です。ただし、連絡の取れる電話番号は必ずお伝えください。